



# 知つてゐるつもりのヒト・モノ・コトに意外なドラマ

## みやこの歴史発見伝⑪

### 小倉藩の高札場

#### 高札・高札場

高札は、法令を人々に知らせるため、その内容を板に墨書きし、町村の辻や橋のたもとなど、人目につきやすい場所に掲示したものであります。古くは奈良時代から見られるものですが、とくに江戸時代には、都市・農村を問わず、常設の高札掲示場（高札場）が各所に設けられ、法令の告知手段として広く用いられました。例えば、江戸時代後期、仲津郡国作手永（現みやこ町・行橋市二部）では、所属する一五ヶ村中の九ヶ村に高札場が設けられていました。不設置の六ヶ村は、名目上、近隣の設置村との「最合」（＝共同設置）でした（国作手永大庄屋天保八年日記九月一二日条）。

高札および高札場には、幕府を頂点とする国家権力を誇示・象徴するものとしての意味があります。そのため高札場は石垣などで周囲より一段高くするなどし、管理には町や村の役人があたりました。地方によつては、人々が高札場の前を通行する際、一礼することを強要したといいます。

したがつて、このような「權威の象徴」を、もし粗末に取り扱うようなことがあれば大変でした。例えば、天保一五年（弘化元年、日記九月一二日条）。



▲現存する高札場（田川郡添田町）  
旧田川郡添田手永野田村の高札場。  
小倉藩域で唯一現存するもの。

指示ではない）、そのお触れの文面を掲示してしまいました（国作手永大庄屋天保八年日記三月二五日条他）。すぐに藩は撤去させましたが、領内に同じことをした村が他にないか調べたところ、仲津郡大橋村でも「手摺」の高札を掲示していることが判明しました。大橋村庄屋はすでにその高札を撤去し、藩に詫びていますが（同前九月五日条）、このような早とちりが生じたこと自体、高札の権威、つまりは幕府や藩の権威が低下したことを示している、とは考え過ぎでしょうか。

（川本英紀）

「權威の象徴」たる高札は、基本的に藩から支給されるものであり、たとえ文字が薄くなつても勝手に墨を加えることなど出来ませんでした。勿論、指示も無く高札を作するなどもつての外でした。

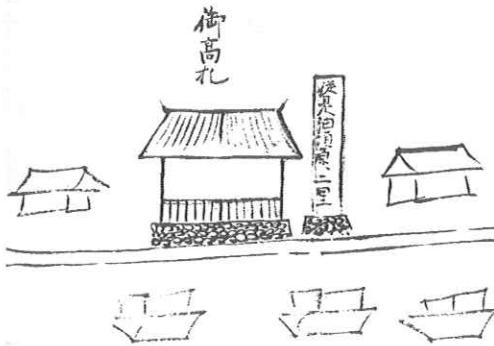
天保八年（一八三七）、伯耆国米子沖にある小島への渡海を禁じた幕府のお触れが、小倉藩の各村に届きました。ところが、そのお触れの末尾に「触書の趣、板札に認め高札場等に掛け置き申すべし」と指示があるのを、企救（ぎくま）郡祇園町村（現北九州市小倉南区）の大庄屋に対し「高札場に掛けてはいけない」と指摘（さしざめ）され、高札による法令の告知方法は明治六年（一八七三）二月に廃止された。

#### 博物館だより No.22

都市・農村を問わず、常設の高札掲示場（高札場）が各所に設けられ、法令の告知手段として広く用いられました。例えば、江戸時代後期、仲津郡国作手永（現みやこ町・行橋市二部）では、所属する一五ヶ村中の九ヶ村に高札場が設けられていました。不設置の六ヶ村は、名目上、近隣の設置村との「最合」（＝共同設置）でした（国作手永大庄屋天保八年日記九月一二日条）。

また、同じ高札場でも宿場町や港町は、掲示される高札の枚数が多く（一枚前後）、当然高札場の建家も大きいため「大高札場」と呼ばれました。例えば仲津郡では、宿場町の大橋村（現行橋市）・山鹿村（現みやこ町）および港を抱える沓尾村・蓑島村（現行橋市）の四村に大高札場が設けられています。（長井手永大庄屋天保一四年日記三月四日条）。これ以外の一般的な高札場

には、キリシタン禁制をうたつた二枚の高札が掲げられていたようです。古くは奈良時代から見られるものですが、とくに江戸時代には、都市・農村を問わず、常設の高札掲示場（高札場）が各所に設けられ、法令の告知手段として広く用いられました。例えば、江戸時代後期、仲津郡国作手永（現みやこ町・行橋市二部）では、所属する一五ヶ村中の九ヶ村に高札場が設けられていました。不設置の六ヶ村は、名目上、近隣の設置村との「最合」（＝共同設置）でした（国作手永大庄屋天保八年日記九月一二日条）。



▲山鹿村（現みやこ町犀川山鹿）の高札場  
(九州大学記録資料館所蔵 長井手永大庄屋慶応四年日記)

一方、高札に書かれた法令の文書は簡潔で、書かれた文字もお手本のように綺麗でしたから、そのまま写しを寺子屋で教科書のように使用することがありました。小倉藩の一例として、嘉永七年（安政元年・一八五四）七月、仲津郡筋奉行は長井手永（現みやこ町犀川の一部）の大庄屋に対し「高札場に掛けてはいけない」と指示があるのを、企救（ぎくま）郡祇園町村（現北九州市小倉南区）の大庄屋に対する手本として書き写させ

（川本英紀）

「權威の象徴」たる高札は、基本的に藩から支給されるものであり、たとえ文字が薄くなつても勝手に墨を加えることなど出来ませんでした。勿論、指示も無く高札を作するなどもつての外でした。

天保八年（一八三七）、伯耆国米子沖にある小島への渡海を禁じた幕府のお觸れが、小倉藩の各村に届きました。ところが、そのお觸れの末尾に「触書の趣、板札に認め高札場等に掛け置き申すべし」と指示があるのを、企救（ぎくま）郡祇園町村（現北九州市小倉南区）の大庄屋に対する手本として書き写させ

（明治一年春香藩（旧小倉藩）の高札）

高札による法令の告知方法は明治六年（一八七三）二月に廃止された。